

(案)

賃貸借契約書

- 1 件 名 H30-34カラー複合機賃貸借契約
- 2 品名及び単価 末尾記載
- 3 契約期間 自 平成31年2月 1日
至 平成35年1月31日
- 4 納入場所 国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区

上記の賃貸借について

賃借人

一般財団法人 沖縄美ら島財団

契約職 理事長 花城 良廣（以下「甲」という。）と、

賃貸人

（以下「乙」という。）

は、次の条項によって賃貸借契約を締結し、相互に信義を重んじ、誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年 月 日

甲 沖縄県国頭郡本部町字石川888番地
一般財団法人 沖縄美ら島財団
契約職 理事長 花城 良廣

乙

(賃貸借物件)

第1条 乙は別表記載の物件を甲に賃貸し、甲はこれを賃借する。

2 乙は、別表記載の物件を契約開始日までに調整を完了し、甲に引き渡すものとする。

(賃貸借料の支払)

第2条 乙は、毎月初めに、前月分の賃貸借料を甲に請求するものとする。

2 乙は、前月分に1ヶ月未満の端数が生じた場合は、日割り計算によって算定して請求する。

3 乙は、前月分に数量の不足が生じた場合は、その不足相当分を減額して請求する。

4 請求金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

5 甲は、契約内容を検査のうえ適正と認めた場合には、第1項による乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

6 甲は、自己の責に帰すべき理由により支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の翌日から支払いの日まで年2.7%の遅延利息を乙に支払うものとする。

(物件の保守及び管理)

第3条 甲は、物件の引き渡し完了後から乙に返還するまで善良な管理者の注意をもって、物件を正常な状態で維持し管理するものとする。

2 乙は、甲の責めに帰さない理由により物件に損傷、異常が生じ、円滑な業務の遂行ができなくなった場合には直ちに補修または取り替えるものとする。

3 前項の規定に基づき行う補修等の費用は、乙の負担とする。

4 保守管理の経費は賃貸借料に含まれるものとする。

(損害の賠償)

第4条 甲は、故意または過失により乙に損害を与えた場合は、これを賠償するものとする。ただし、天災地変等不可抗力による損害については、その責任を負わない。

(権利義務等の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡または承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

(物件の改造及び設置場所の変更)

第6条 甲が、物件の改造及び仕様の変更または所定の設置場所の変更を行なう場合には、乙の承諾を得るものとする。

(契約の解除)

第7条 甲または乙は、この契約の条項に違反があった場合は、相手方に催告を行った後、なお履行の誠意がないと認めるときは、契約を解除する。

2 甲は、乙が契約期間中に業務を継続できる見込みがないときまたは契約を誠実に履行する意志がないと認められるときは契約を解除する。

(物件の撤去)

第8条 この契約に係る契約期間満了後は、甲の指示する期間内に乙の負担で物件を撤去する。

2 第7条の規定により契約を解除した場合は、前項の規定を準用する。

第9条 乙は、本契約により知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

第10条 この契約に定めのない事項及び契約条項に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議して定める。

品名及び設置場所

設置場所 :				
機種 :				
項目	詳細	単価	単位	
	機器リース基本料金	円	台	
カラーコピー料金	一律	円	枚	
カラープリント料金	一律	円	枚	
モノクロ料金	一律	円	枚	